

平成24年 4月 1日

名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部

免許更新講座 Q and A

Q 1) 講座申し込み書類はどうやって請求するのか。

A 1) 「(6) 講習に関する問い合わせ先」に記載された電話もしくは「メールでのお問い合わせはこちらから」からメールで申込書の請求をして下さい。お名前、住所、連絡先等をお聞きして資料をお送りします。可能であればメールで氏名、住所、連絡先を明記してお申し込みいただくと間違いが少なくおすすめします。

Q 2) 申込み書類は複写して使用して良いか。

A 2) 必要な部数複写してお申し込み可能です。また、本学の問い合わせ先に必要部数の申込書を請求していただければお送りします。

Q 3) 保育施設はあるか。

A 3) 残念ながら用意しておりません。

Q 4) 補講授業はあるか。

A 4) 講習は8月20日(月)から8月24日(金)の5日間のみ開催されます。補講授業の開講は現在予定していません。

Q 5) 保育所に勤めているのですが。

A 5) 現在、私立の保育所にお勤めの方で法人経営の幼稚園がない場合、過去に幼稚園に勤務経験のある方は受講資格があります(勤務していた証明書、または幼稚園に勤める任用証明書などが必要になります)、保育所のみ勤務され幼稚園の勤務経験がない方は受講資格がありません。

公立の保育園にお勤めの方は、その市町村で公立の幼稚園がある場合受講資格がありますが、公立の幼稚園がない場合は受講資格がありません。

文部科学省「教員免許更新制の実施について(平成21年3月31日までに普通免許状または特別免許状を授与された現職教員等の方々へ)」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/002/08091201.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/08091201.pdf))を参考にして、受講資格を判断してください。

(抜粋)

「過去に校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で新たに教諭等になることを希望す

る方、新たに教諭等に任命、雇用されることが見込まれる方は、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状を持っている場合でも、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

ただし、免許状更新講習を受講することは可能とされているので、各自の判断により、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することは可能です。」

Q6) 開講されている特定の授業を受講したい。

A6) 本学で開催する講座は必修・選択ともセットで受講していただく事になっています。必修のみ、選択のみの受講もできません。免許更新校座の授業を一部のみ受講することもできません。

Q7) 受講制限はありますか。

A7) 生年月日によって制限があります。詳しくは下記の HP よりご確認ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/003/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm)

以上

詳しくはこちらへお問合せください

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

電話：03（5253）4111